

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(案)

目 次

- 第1章 総則
 - 1.1 目的
 - 1.2 適用範囲
 - 1.3 PCBの性状
 - 1.4 関係法令
 - 1.5 用語の定義
- 第2章 収集・運搬
 - 2.1 事前調査・委託契約
 - 2.2 収集・運搬の方法
 - 2.2.1 基本的事項
 - 2.2.2 漏洩の点検、漏洩防止
 - 2.2.3 積み込み、積下し時の立会
 - 2.2.4 積み込み、積下しの方法
 - 2.2.5 積替え・保管
 - 2.2.6 積替え・保管施設
 - 2.2.7 液抜き
 - 2.3 表示
 - 2.4 携行書類
- 第3章 運搬容器
 - 3.1 運搬容器の基準
 - 3.2 運搬容器の種類
 - 3.3 運搬容器の試験
 - 3.4 運搬容器の選定
 - 3.5 運搬容器の再使用
 - 3.6 運搬容器の維持管理
- 第4章 安全管理及び運行管理
 - 4.1 安全管理の体制
 - 4.2 収集・運搬従事者の教育
 - 4.3 運搬計画
 - 4.4 運行管理
 - 4.5 届出
- 第5章 緊急時の対策
 - 5.1 事故の未然防止
 - 5.2 緊急連絡体制
 - 5.3 緊急時の措置

本資料は、PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン(案)の骨子を示す。ガイドライン(案)は、各項目ごとに、【解説】を付すものとなる。

第1章 総則

1.1 目的

PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン(案)(以下、「ガイドライン(案)とら」)は、PCB 廃棄物の保管事業者及び PCB 廃棄物を収集・運搬する者が、PCB 廃棄物の収集・運搬を適正に行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)その他の関係法令等に定められている収集・運搬に係る基準を遵守する観点から必要となる技術的な方法及び留意事項を具体的に示したものである。

1.2 適用範囲

(1)本ガイドライン(案)は、PCB 廃棄物の収集・運搬について適用する。

(2)本ガイドライン(案)は、下記の者を対象とする。

PCB 廃棄物の収集運搬業者

収集運搬業者に運搬を委託する PCB 廃棄物保管事業者

自ら運搬を行う PCB 廃棄物保管事業者

1.3 PCBの性状

PCB は、水に不溶、化学的に安定、熱により分解しにくく、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性などの性質を有し、様々な用途に使用されたが、その有害性が明かとなり、製造等が禁止され、その確実かつ適正な処理が求められている物質である。

1.4 関係法令

廃棄物処理法その他、PCB 廃棄物の収集・運搬における PCB 廃棄物の取扱いを規制している関係法令は次のとおりである。

(1)収集・運搬の技術的な取扱い

労働安全衛生法

消防法

危険物船舶運送及び貯蔵規則(船舶による輸送のみ)

(2)PCB 廃棄物の処分及び移動等の状況の届け出

PCB 特別措置法

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

1.5 用語の定義

本ガイドライン(案)における主要な用語の定義は、以下のとおりである。その他の用語については、資料編を参照のこと。

- (1)「積み込み」とは、PCB 廃棄物を運搬容器に収納し、固定すること、及び、運搬容器をコンテナ、運搬車に収納し、固定することをいう。
- (2)「積下し」とは、コンテナ、運搬車から運搬容器を下ろすこと、及び、運搬容器からPCB 廃棄物を取り出すことをいう。
- (3)「積替え」とは、PCB 廃棄物、PCB 廃棄物を収納した運搬容器をコンテナ、運搬車から直接、又は積替え 保管施設に積下した後、別のコンテナ、運搬車に移すことをいう。「積替え 保管」とは、積替えのため、PCB 廃棄物を一時的に保管することをいう。
- (4)「液抜き」とは、PCB を含む液体の入った機器もしくは容器から、その液体を抜き取り、他の適切な容器に移し替えることをいう。
- (5)「運搬容器」とは、PCB 廃棄物を収納し、収集・運搬の用に供することができるものとして本ガイドライン(案)が定めるものをいう。これ以外の容器は、本ガイドライン(案)では、「容器」の用語を使用する。

第2章 収集・運搬

2.1 事前調査・委託契約

- (1) 保管事業者は、PCB 廃棄物の種類、数量、性状及び状態等を調査、確認し、当該 PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、適正に保管しなければならない。
- (2) 収集・運搬業者は、収集・運搬しようとする PCB 廃棄物の保管事業者における保管状況をあらかじめ確認することが必要である。
- (3) 保管事業者は、PCB 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき、収集運搬業者又は処分業者と書面により委託契約しなければならない。
- (4) 保管事業者は、PCB 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする PCB 廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱い際に注意すべき事項を、文書で通知しなければならない。

2.2 収集・運搬の方法

2.2.1 基本的事項

- (1) PCB 廃棄物の収集・運搬にあたっては、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託契約に従い行わなければならない。
- (2) 保管事業者が PCB 廃棄物の収集・運搬を委託する場合には、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録を行わなければならない。

2.2.2 漏洩の点検、漏洩防止措置

事前調査時、積み込み時、運搬時、積替え時、積下し時において、PCB 廃棄物の漏洩の有無を点検し、必要な漏洩防止措置を講ずることとする。

2.2.3 積み込み、積下し時の立会

PCB 廃棄物の積み込み、積下しをする場合には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者、収集・運搬業者の運行管理責任者又はその職務を代行する者、処理施設の設置者又はその職務を代行する者がそれぞれの行為に応じて立ち会う必要がある。

2.2.4 積み込み、積下しの方法

- (1) PCB 廃棄物は、できるだけ保管場所で運搬容器に収納すること。
- (2) PCB 廃棄物が運搬容器内で移動し、転倒し、破損しないように収納すること。
- (3) PCB 廃棄物の種類等に応じて適切な荷役を行うこと。

2.2.5 積替え・保管

(1)積替え 保管は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められているとともに、搬入されたPCB 廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないものとしなければならない。

(2)PCB 廃棄物の搬入、搬出及び保管の状況等を記録し、適切に管理する必要がある。

2.2.6 積替え・保管施設

PCB 廃棄物の積替え 保管施設は、以下のとおりとしなければならない。

(1)周囲に囲いを設け、かつ、見やすい箇所に PCB 廃棄物の積替え 保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板を設けること。

(2)保管の場所からPCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

(3)PCB 廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。

2.2.7 液抜き

液抜きは、今後の技術的検討結果を踏まえて行うものとする。

2.3 表示

収集・運搬を行う者は、運搬容器に当該収集・運搬に係る PCB 廃棄物の種類及び PCB である旨を表示し、運搬車に PCB である旨を表示しなければならない。

2.4 携行書類

収集・運搬を行う者は、収集・運搬に係るPCB 廃棄物の種類及び当該PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書その他必要な書類を携帯すること。

第3章 運搬容器

3.1 運搬容器の基準

PCB 廃棄物の収集・運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して行うこととし、運搬容器は次のとおりとすること。

- (1) 密閉するその他の漏洩防止のために必要な措置ができること
- (2) 収納しやすいこと
- (3) 損傷しにくいこと

3.2 運搬容器の種類

PCB 廃棄物の運搬容器には、次のものがある。

- 小型容器 (固体用)
- 小型容器 (液体用)
- 中型容器 (固体用)
- 中型容器 (液体用)
- 大型金属容器
- 漏れ防止型金属容器
- 漏れ防止型金属トレイ
- 機械により荷役する構造を有する容器
に掲げる容器以外の容器
- 移動タンク貯蔵所

3.3 運搬容器の試験

PCB 廃棄物の運搬容器は、所要の検査に合格したものでなければならない。

3.4 運搬容器の選定

PCB 廃棄物の運搬容器は、PCB 廃棄物の種類、性状及び濃度に応じて適切に選定する必要がある。

3.5 運搬容器の再使用

運搬容器は、PCB 廃棄物による二次汚染がないよう必要な措置を講じた上、同じ用途のため再使用することができる。

3.6 運搬容器の維持管理

- (1) 運搬容器は、適切に保管、維持管理すること。
- (2) 運搬容器の使用者は、使用の都度、運搬容器に異常がないことを点検すること。
- (3) 運搬容器の所有者は、運搬容器の運用、検査及び修繕結果等の維持管理内容を記録し、保管すること。

第4章 安全管理・運行管理

4.1 安全管理の体制

収集・運搬を行う者は、安全管理体制を構築するとともに、収集・運搬における安全性を確保し、適切に収集・運搬が行われるように、収集・運搬従事者に作業内容、取扱いの留意事項を周知徹底する必要がある。

4.2 収集・運搬従事者の教育

収集・運搬を行う者は、収集・運搬作業に従事する者に対し、PCB 廃棄物の収集・運搬についての教育を受けさせなければならない。

4.3 運搬計画

PCB 廃棄物の収集・運搬を行う者は、収集・運搬方法及び運搬経路等必要な事項を記載した運搬計画を作成する必要がある。

4.4 運行管理

- (1) 収集・運搬を行う者は、運搬車両ごとに運行状況を把握することが必要である。
- (2) 収集・運搬を行う者は、運搬容器、運搬車両ごとに運用、運行記録を作成することが必要である。
- (3) 収集・運搬業者は、帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法に定める事項を記載しなければならない。

4.5 届出

- (1) PCB 廃棄物の保管事業者は、毎年度、前年度における PCB 廃棄物の保管及び処分の状況について、都道府県知事等に届け出なければならない。
- (2) PCB 廃棄物の保管事業者は、PCB 廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、十日以内に、変更前後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならない。

第5章 緊急時の対策

5.1 事故の未然防止

- (1) 収集・運搬を行う者は、収集・運搬中の事故等の未然防止に努めなければならない。このため、PCB 廃棄物の取扱いに十分留意し、漏洩防止等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 収集・運搬を行う者は、運搬車両及び積替え・保管施設に予め防災備品を備えておく必要がある。

5.2 緊急連絡体制

- (1) 収集・運搬を行う者は、PCB 廃棄物の収集・運搬中の事故等緊急時における関係者への連絡体制を予め整備しておかななければならない。
- (2) 収集・運搬を行う者は、緊急時における連絡先及び運転者、作業者が対処すべき事項を記載した緊急時対応マニュアルを携帯しなければならない。

緊急時対応マニュアル

緊急措置、緊急通報事項、緊急連絡先、火災時・漏洩時の対応、暴露・接触時の応急処置を明記したもの

5.3 緊急時の措置

収集・運搬を行う者は、緊急時対応マニュアルに基づき、必要な応急措置、防災対策を行わなければならない。